

# 寺谷用水だより

磐田原台地より受益地を望む

No.20

## 理事長あいさつ

理事長 池田 藤平



盛夏の候、組合員の皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、バターが品薄でスーパーの棚から消えているという報道が先日ありました。これを解消するため農林水産省は10月末までに一万トンを追加輸入し、クリスマスケーキの需要期に備えたいとのことでした。品薄の原因は乳価の低下にあります。北海道では小規模の酪農家が廃業に追い込まれる中、意欲的な酪農家の規模拡大によって全体の飼育頭数が何とか維持されてきましたが、その大規模酪農家に至っても高齢化が進み、離農が始まっています。一軒の営農規模が大きい分、数軒の廃業でも飼育頭数は激減してしまうとのことでした。

これは米農家にも当てはまるのではないのでしょうか。米づくりも機械化が進み、多額の設備投資を要することから、耕作を大規模農家に委ねることで、当地方の水田が守られてきました。

ところが昨年の米価下落が農家の経営を圧迫しています。稲作所得減少の実勢にあうよう水田賃借料の大幅な引き下げが全国各地で進んでいるようです。更に当土地改良区傘下のパイプライン組合においては原発停止や太陽光発電等の増加による電力料金高騰に苦しんでおり、様々な節約の対策が検討、実施されています。米価下落は米農家の経営問題に留まらず、土地改良区の經常賦課金納入への影響も懸念されます。そうすると水利施設の十分な維持管理が困難になってしまいます。水利施設の適正な管理については、農林水産省による国営施設の地区調査が始まりますが、農業用水が安定供給されるよう策を講じてまいります。

米の消費量は昔と比べて大幅に減っています。個人が何を食べるかは個人の自由ですが、日本人が日本の米を食べ続けなければ日本の水田を守れません。米が余ることで生産者が苦しんでいる最中、TPPで米国から大量の米を輸入するとの報道がされています。アメリカで米の販売先がないのならアメリカこそ減反すべきではないのでしょうか。

初夏には早稲がそよぎ夏には蛍が舞い秋には黄金の穂がゆれる、千年以上も続いてきた日本の風景が見られなくなる様な事態になることは絶対にあってはなりません。TPP交渉が大詰めを迎える中、農業経営の未来に希望がもてるようになることを願っております。

昨年は少雨により二度の節水対策を余儀なくされましたが、本年もほどほどの雨が降り稔りの秋を迎えられるよう祈念しご挨拶とさせていただきます。

## 平成27年度 パイプライン事業

### 「天竜川下流寺谷地区」

工事の種類	地区名
支線用水路撤去工事	宮之一色工区、前野工区、尼ヶ崎東工区、大原工区

「寺谷上流地区」は平成26年度をもって工事（事業）完了となりました。  
組合員の皆様をはじめ関係各位のご理解ご協力に感謝申し上げます。

## ポンプ停止について(お願い)

皆様ご承知のとおり東日本大震災以来、**電気料金が高騰**しております。  
電気料金値上げに加えて消費税率引き上げにより更に経費がかさみ、パイプライン組合の運営を圧迫しております。

そこで、組合によっては昨年度から【雨天】【夜間】【週末】など、**一時的にポンプを停止**することで電気料金の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

※ 組合毎にポンプを停止する時間帯は異なりますので組合広報誌や回覧をご確認下さい。  
水の垂れ流しは「電気と用水の無駄使い」です。  
組合費を値上げしないためにも給水栓の徹底管理をお願いします。

## 用水取水についてお願い

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。

## 災害時の対応について

地震や台風など万が一の災害が起きた場合、**通水を停止**させることがあります。  
施設の安全を確認し、復旧するまで数日かかることがありますのでご了承ください。  
なお、用水路等の異常を発見した方は、当土地改良区あてにご連絡ください。

## ゴミを捨てないで!!

- ・用水路にゴミを捨てると取水口に詰まり、下流まで水が流れなくなります。
- ・水路の末端には重要施設（ポンプ場など）があり、ゴミが取水口に詰まると故障の原因になります。



※ **農薬**が施設内に不法投棄されておりました。

危険物の不法投棄があった場合、速やかに警察へ通報します。

見かけた方はご一報ください。

ゴミの不法投棄は法律により罰せられます

### 平成25年度一般会計決算

#### 収 入 (単位：円)

款	科 目	決 算 額	予 算 額
1	賦 課 金	48,534,370	48,853,000
2	助 成 金	31,613,434	34,581,000
3	財 産 収 入	0	10,000
4	借 入 金	87,674,000	98,242,000
5	使 用 料	1,452,546	1,200,000
6	繰 入 金	10,000,000	10,000,000
7	雑 収 入	410,348	1,150,000
8	繰 越 金	11,712,333	11,000,000
9	負 担 金	134,464,316	136,854,000
	合 計	325,861,347	341,890,000

#### 支 出 (単位：円)

款	科 目	決 算 額	予 算 額
1	事 務 費	35,062,626	39,450,000
2	選 挙 費	0	4,000
3	事 務 所 費	3,620,704	4,390,000
4	維 持 管 理 費	39,055,436	39,574,000
5	財 産 費	0	10,000
6	償 還 金	128,171,052	130,010,000
7	負 担 金	94,933,034	108,147,000
8	助 成 金	1,140,000	1,300,000
9	諸 費	11,287,982	12,760,000
10	予 備 費	0	2,245,000
11	繰 越 金	12,590,513	4,000,000
	合 計	325,861,347	341,890,000

※平成26年度決算の承認は10月ですので、前々年度決算を記載してあります。

### 平成27年度一般会計予算

#### 収 入 (単位：円)

款	科 目	27年度	26年度
1	賦 課 金	48,737,000	48,793,000
2	助 成 金	36,442,000	39,680,000
3	財 産 収 入	10,000	10,000
4	借 入 金	28,340,000	13,308,000
5	使 用 料	1,700,000	2,300,000
6	繰 入 金	18,000,000	5,000,000
7	雑 収 入	1,150,000	1,150,000
8	繰 越 金	4,000,000	12,000,000
9	負 担 金	149,417,000	137,383,000
	合 計	287,796,000	259,624,000

#### 支 出 (単位：円)

款	科 目	27年度	26年度
1	事 務 費	44,050,000	40,250,000
2	選 挙 費	586,000	4,000
3	事 務 所 費	3,190,000	3,690,000
4	維 持 管 理 費	35,298,000	32,706,000
5	財 産 費	10,000	10,000
6	償 還 金	150,770,000	140,710,000
7	負 担 金	43,330,000	31,986,000
8	助 成 金	1,300,000	1,300,000
9	諸 費	3,510,000	3,510,000
10	予 備 費	1,752,000	1,458,000
11	繰 越 金	4,000,000	4,000,000
	合 計	287,796,000	259,624,000

### 寺谷用水土地改良区組合費（賦課金）について

平成27年度単価	3,300円/10a (3.3円/㎡) ※ 総代会議決による
納 入 時 期	平成27年11月1日～11月30日 (口座振替の方は末日引落) ※ 徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたる時は翌日となります。
備 考	土地改良法第36条により用水利用の有無に関わらず賦課対象となります。また、 現況が田以外の状況でも脱退手続きをされない限り賦課対象となります。

**口座振替（自動引落）をご利用ください** (現在約9割の方が契約されています)

### 決済金（脱退手続き）について

平成27年度単価	田320円/㎡ (畑かん地区の畑は田の3分の1) 事務手数料1,000円/1件 ※ 総代会議決による
事 例 手続きが必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用し、宅地等として使用する場合。</li> <li>・ 利用目的を変更し、畑 (温室) として使用する場合。</li> <li>・ 公共事業等により買収される場合。</li> </ul>
備 考	この決済金は土地改良法第42条に定められており、将来の維持管理費等に充てられます。

買収の場合誰が(地権者もしくは事業主)決済金を納めるのかはっきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。

**注意** : パイプライン等事業受益の農地転用は原則認められていません

## ◎ 総代および役員（理事・監事）選挙のお知らせ ◎

任期満了に伴う総代および役員選挙が下記のとおり執行されます。

	総代	役員
任期	4年間 (H28.1.17 ~ H32.1.16)	4年間 (H28.4.1 ~ H32.3.31)
選挙期日	平成27年12月	平成28年3月開催の総代会当日
選挙方法	公職選挙法による選挙	新しい総代による選挙
候補者資格	当土地改良区選挙人名簿に記載されている方	員内役員：総代同様 員外役員：学識経験者等

※ 農業者年金受給者は候補者になることができません。

## ◎ 視察研修会 ◎

水の尊さや農業施設の重要性について多くの方に知っていただくために視察の受け入れを行っています。平成26年度は磐田農業高等学校環境科学科の2年生が来所され、寺谷用水の歴史を学び、施設を見学しました。また、磐田観光ボランティア「ふれあいガイドの会」が見学に訪れました。



「磐田農業高等学校環境科学科」の皆さん



施設の仕組みについて学ぶ様子



給水栓を操作する様子



「ふれあいガイドの会」の皆さん

## 水の恵みに感謝 ～感謝米を水源地に～



「天竜川上流部の水源(森林)を管理している方々に感謝を込めてお米を送りましょう」という趣旨のもとに毎年実施している活動です。

昨年度もたくさんの方に感謝米を寄贈していただきました。ご協力ありがとうございました。

本年度も実施しますのでご理解とご協力をお願いいたします。

**寺谷用水土地改良区の所在地**

**発行** 寺谷用水土地改良区

TEL 0538-32-4655

FAX 0538-36-0609

〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地

E-mail [teradani@axel.ocn.ne.jp](mailto:teradani@axel.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://www.teradani.com/>

※ホームページアドレスが変わりました